

§11 海外事業計画を策定する際の留意点②

- (1) 進出先の投資奨励策
- (2) カントリーリスクの調査と検討
- (3) 人口ボーナス期
- (4) 海外拠点の資金調達

海外事業計画を策定する際の留意点

事前検討項目

- 段階を踏んだ企業進出か
- 合併か独資か
- 日本からの輸出規制と進出先の輸出入規制
- 自社の産業タイプと国ごとのインフラ
- 進出先の投資奨励策
- カントリーリスクの調査と検討
- 人口ボーナス期
- 海外拠点の資金調達

(1) 進出先の投資奨励策

投資奨励(規制)策とは？

- ・ 海外の国や地域では、外国企業からの投資を誘導するために進出を奨励(制限、禁止)する業種を定めていることがある。
- ・ 奨励策に合致すれば、法人税等の税制上の優遇措置や、設備の無税輸入等の優遇を受けられる。

(1) 進出先の投資奨励策

進出奨励業種とは？

- ・ 先進的で高度な業種に来てもらいたいという考えで、進出奨励業種が決められていることが多い。

進出奨励地域とは？

- ・ 外国企業の進出を受け入れる国は、都市だけでなく、地方経済の発展にも寄与するように考えている。

(2) カントリーリスクの調査と検討

カントリーリスクとは？

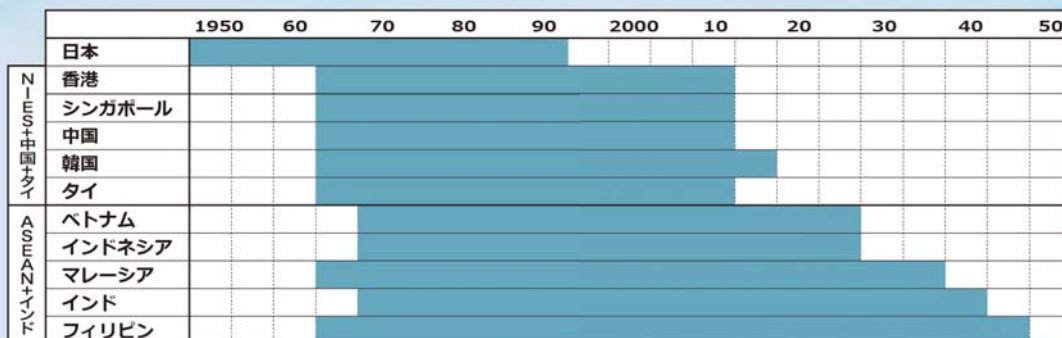
- ・自然災害、政府による突然の禁輸、送金停止、取引規制等の事態が起きて、契約が履行されなくなったり、代金が支払われなくなったりするリスク。

対応策

- ・各国のカントリーリスク評価参照（日本貿易保険（NEXI）公表）
自然災害、政治的なリスクを加味し、最終的には自社で判断。

(3) 人口ボーナス期

アジアの人口ボーナス期



(出典) 三菱東京UFJ銀行
「BTMU ASEAN TOPICS (No.2010/1)」
(2010年3月24日)

(4) 海外拠点の資金調達

スタンバイL/C方式

- ・日本の銀行にスタンバイL/C(信用状)を海外現地の銀行宛に発行、それを受けた現地金融機関が、現地法人に融資する。

貸付方式

- ・政府系金融機関としては、日本公庫と商工中金が行っている。

現地金融機関による融資

- ・現地金融機関による現地法人への融資。

